

こども・子育て支援会議 教育・保育部会について

(1) 設置の趣旨

教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）等に関する地域の実情を踏まえ、専門的な立場から検討を行うため、「教育・保育部会」を設置する。

(2) 主な検討内容

本市のこども・子育て支援計画(仮称)に係る、「教育・保育の量の見込み」及び「教育・保育の提供体制の確保」などに関すること

(3) メンバー構成

教育・保育施設及び小規模保育等関係者、有識者により構成

(4) スケジュール(案)

- ・平成26年3月に、教育・保育部会（第1回）開催

9月

以降～6月頃まで、月1回程度開催

- ・必要に応じて、こども・子育て支援会議へ報告を行い、会議にて審議。

こども・子育て支援会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第6号。以下「市規則」という。）第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 支援会議には、こども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

別表

名 称	所 掌 事 項
教育・保育部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育の量の見込み及び教育・保育の提供体制の確保などに関する事
放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関する事及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関する事